

狩猟解禁について

1 狩猟期間等

- (1) 期 間 令和3年11月15日(月)～令和4年2月15日(火)
 ※ただし、イノシシ及びニホンジカは下記のとおり

① 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	② 2/16～2末	③ 3/1～3/31
-----------------	-----------------------	--------------	---------------

- ① 及び③：イノシシ及びニホンジカのはこわな猟及び止めさしのための銃猟に限る
 ②：イノシシ及びニホンジカの銃猟及びわな猟

- (2) 時 間 日の出から日の入りまで（銃猟登録者）
 ※出猟の際には、日の出・日の入り時刻を新聞等でご確認ください。
 参考：11月15日 金沢 日の出6:31、日の入り16:45（国立天文台HPより）

- (3) 県内で狩猟可能な鳥獣 鳥類 26種(カワウ、マガモ、カルガモ等)
 獣類 20種(イノシシ、キツネ、タヌキ等)

2 狩猟禁止区域

鳥獣保護区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域、休猟区における狩猟は禁止されています。ただし、狩猟鳥獣捕獲禁止区域5箇所及び特例休猟区に指定されている休猟区3箇所はイノシシ及びニホンジカに限り狩猟が可能です。

鳥獣保護区	45 箇所	46,150 ha
狩猟鳥獣捕獲禁止区域	5 箇所	8,757 ha
休猟区（※すべて特例休猟区）	3 箇所	6,080 ha

3 銃による狩猟禁止区域

特定猟具使用禁止区域（銃器）	66 箇所	23,442 ha
----------------	-------	-----------

4 捕獲禁止の狩猟鳥について

石川県内では、狩猟鳥28種のうちバン・クロガモが捕獲禁止となっています。

捕獲禁止の鳥類：バン、クロガモ

捕獲禁止の区域：石川県全域

捕獲禁止の期間：平成30年11月15日から令和5年11月14日

また、ヤマドリ雌及びキジ雌は、平成29年9月15日から令和4年9月14日まで全国で捕獲が禁止されています。

(参考)
 狩猟者登録
 者の推移

	30年度		令和元年度		2年度		3年度
	11/15時点	年度末	11/15時点	年度末	11/15時点	年度末	11/10時点
県内者	1,711	1,728	1,784	1,807	1,780	1,804	1,759
県外者	67	73	54	56	46	46	39
計	1,778	1,801	1,838	1,863	1,826	1,850	1,798

5 狩猟事故防止について

① 狩猟者の皆様へ

- ・狩猟しようとする場所に、登山者、農業者、他の狩猟者等がいらないか十分確認を行って下さい。
- ・法令及びマナーを守り、無事故・無違反で安全な狩猟をお願いします。

② 地域住民や入山者の皆様へ

- ・わなには設置者の標識がついていますので、付近に近寄らないで下さい。
- ・目立つ色(オレンジ色や黄色など)の服装や帽子の着用をし、鈴やラジオなど音の鳴るものを携帯するよう心がけて下さい。

※令和3年度狩猟者登録状況、初猟日に会ったハンター数や捕獲状況については、11月15日(月)15時頃に資料提供予定です。